

主な課題（事前に委員へ照会）

①実態調査・情報提供

■1 就学前の医療的ケア児の現状把握（実数・ケアの内容など）ができていない。

・特に支援機関を利用し始める3歳～5歳までの医ケア児の実態を把握する必要がある。特に年齢とケアの内容はライフステージを考える際に重要な視点である。

▶ 所管する部署から、保育園、認定こども園、幼稚園、児童発達支援などに対し報告を求めることはできないか。※文科省「学校における医療的ケアに関する実態調査」を参考に。

■2 保護者が医療的ケア児を受入れている保育所、幼稚園等の情報を入手できない。

・市内の保育所等の医ケア児の受入情報を集約し、保護者が情報を入手できる体制整備が望まれる。

・受入拡充を図るため、受入ができていない園の受入環境や配慮、配置等の工夫や取組について、他園と情報共有する仕組みづくりを検討できないか。

■3 利用できる仕組みがあっても、うまくマッチングできていない。

・市役所や事業所・保育所等の機関、相談員やコーディネーター等の人材から、当事者に向けた発信・情報提供の仕方に工夫の余地はないか。

②民間幼稚園への通園

■1 医療的ケア児が幼稚園への入園を希望しても、民間幼稚園への看護師配置のハードルが高い。

・北海道の所管だが、看護師配置に関しては幼稚園が直接文科省とやりとりする必要がある。

■2 民間幼稚園で教諭が認定特定行為業務従事者となり医療的ケア児を受入れても、研修費用等の支援がない。

・民間幼稚園に対する支援策について札幌市として検討できないか。北海道と協議し「現状と課題」を把握する必要がある。

③自立の促進、就学に向けた支援

■1 保育所、幼稚園等への「看護師配置」の支援だけでなく、小学校就学に向けた支援（幼保小連携）も検討する必要がある。

・適切な支援により就学前に医療的ケアの自立ができるケースもあるが、学校・保育所等への必要以上の看護師配置の継続により自立が阻害されるおそれがある。

④レスパイト支援

■1 家族のレスパイト支援の拡充

・狭義の医療的ケア児（知的・身体障がい等がない）や3歳以下の超重症児は特に受入先が少ないため、令和6年度からのレスパイト事業（訪問看護）や短期入所施設補助などの実施状況をみながら、支援の拡充を図る。

⑤児童発達支援センターの機能強化

■1 児童発達支援センター・児童発達支援における支援の充実

・現状では医療的ケア児の受入体制が十分に整っていない施設もある。改正児童福祉法（令和6年4月施行）を踏まえ、児童発達支援センターを中核とした、今後の支援体制の充実が求められる。

⑥その他

■1 病院から在宅移行するときに各支援機関（在宅医療、障害福祉サービス、保育所等）を繋ぐコーディネート機能を担う機関の整理が必要

・医療的ケア児コーディネーターが担うのか、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員なのか？委託相談支援事業所なのか？札幌市の相談支援体制の整理が必要。

■2 災害対策

・札幌市の誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業を活用する等して、個別避難計画の作成を進めてはどうか。

■3 地域で繋がりのある生活を送れるよう、安心して通える場や将来の担い手を増やしたい。

・医療機関との連携した保育所等への看護師配置や、医療系大学等からのボランティアにより見守りの目を増やしたり、行事等を通じて地域の人たちに知ってもらう機会を作れないか。

■4 往診やリモート診療が拡充してほしい

・乳幼児期は発熱が多いため、受診時の感染リスクを回避し安心して過ごしたい。